

2022年11月30日更新

雇用契約書に記載すべき事項（出所：ケニア労働法 第10条）

労働日数が3カ月を超えると見込まれる場合は、書面による雇用契約を締結しなければならない。また、雇用開始から2カ月以内に雇用契約書を取り交わさなければならない。雇用者は、雇用期間の終了後、5年間は雇用契約書を保管しなければならない。

労働法が規定している、雇用契約書に記載すべき事項は次の通り。

- (a) 被雇用者の氏名、年齢、本籍地および性別
 - (b) 雇用者の名称。
 - (c) 職務内容
 - (d) 雇用の開始日
 - (e) 契約の形態および期間
 - (f) 就業場所
 - (g) 労働時間
 - (h) 報酬、報酬の等級または率、報酬の計算方法およびその他の手当の詳細。
 - (i) 報酬が支払われる間隔
 - (j) 被雇用者の継続雇用期間の開始日（その期間に算入される以前の雇用者との雇用を考慮する）。
 - (k) その他の所定の事項（雇用契約書には、従業員の給与に住宅手当が含まれていることを明記する必要がある。住宅手当が別途ある場合は、それを雇用契約書に記載する）
- (l)次に掲げる事項に関する条件も記載しなければならない。
- i. 祝祭日を含む年次休暇の取得要件および休日手当に関する計算方法
 - ii. 病気または怪我による就業不能の際の傷病手当の規定
 - iii. 年金および年金制度

- (m) 従業員が雇用契約を終了させたい場合の手続き、事前の予告期間
- (n) 無期限雇用でない場合（有期雇用の場合）、雇用の継続期間、または雇用終了予定日
- (o) 就業場所、または従業員が様々な場所で働くことを要求されている場合はその就業場所、および雇用者の住所
- (p) 雇用条件に直接影響を与える労働協約
- (q) 従業員が1カ月を超えて、ケニア国外で勤務する必要がある場合
 - i. その従業員がケニア国外で労働する期間。
 - ii. その従業員がケニア国外で勤務している間に支払われる報酬の通貨。
 - iii. 従業員に支払うべき追加報酬、および従業員がケニア国外で勤務することによって従業員にもたらされる手当
 - iv. 従業員のケニアへの帰国に関する条件。